

福祉のひろば

5

2011



憲法と児童福祉

特集

【座談会】児童養護施設はいま（Ⅱ）

——施設生活経験者を囲んで——

尾道 敦子／山田 優／堀場 純矢

施設が“将来への夢や希望”を語れる場になってほしい 北川 拓

グラビア ● 小川政亮さん 91歳

トピックス ● 日本国憲法公布65周年のいまとこれから

釜ヶ崎の健康問題・保健活動

瀧畑 芳和

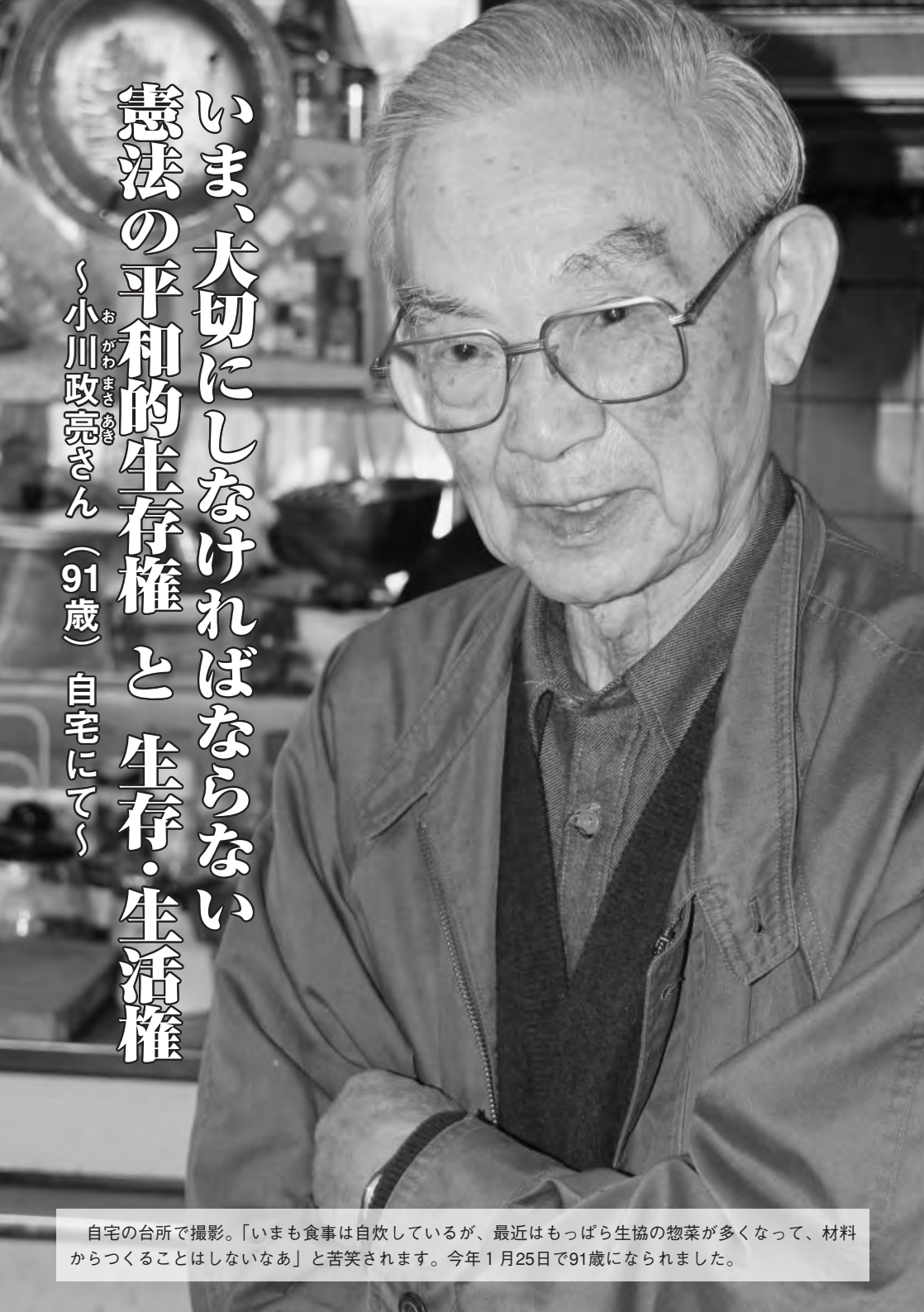
大宮 陽子



「福祉のひろば」編集人 いくら やすじ
石倉 康次

.....
東日本大震災が示すもの

編集 総合社会福祉研究所



いま、大切にしなければならぬ
憲法の平和的生存権と生存・生活権

おがわまさあき
く小川政亮さん (91歳) 自宅にてく

自宅の台所で撮影。「いまも食事は自炊しているが、最近はおっぱら生協の惣菜が多くなって、材料からつくることはしないなあ」と苦笑されます。今年1月25日で91歳になられました。



憲法の前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあり、通常「平和的生存権」と呼ばれています。

大切なことは、単に「平和に生きる」ということだけではなく、日本国民にとどまらず、日本国内におられる全ての人にとって、生存に必要な諸条件に欠けることなく生活する権利があるということを、私たちが確認しているかどうかです。そのことを強く意識しないといけない、と話されました。



自宅に伺ったのは3月14日でした。東日本大地震のすぐ直後だったので、そのことも話題にのぼりました。小川^{おがわまさあき}政亮さんは著書の『社会事業法制第4版』を書庫に取りに行かれ、災害救助法を示しながら「災害支援は、社会事業だということを忘れてはならない。国家責任が問われている。『福祉のひろば』でもこの問題を取り扱うようにぜひ、検討なさい」と言われました。



政亮十一歳 昭和四年

写真は小川政亮さんが11歳の頃、父^{じゅんぞう}恂藏さんによる撮影だそうです。いまでも自宅には家族写真や恂藏さんの写真、日誌、資料や記録などが大切に残されています。

新連載の「小川政亮 第一部 父恂藏」は、6月号から小川政亮さん自らが執筆されます。小川政亮さんは、父恂藏さんが初代浪速少年院院長として赴任し、多摩少年院院長に転任されるまでの12年間、3歳から15歳までを大阪で過ごされました。
(写真・文 下野祇園)

●特集● 憲法と児童福祉

【座談会】児童養護施設はいま(Ⅱ)

尾道 敦子/山田 優/堀場 純矢 8

- 児童福祉施設で生活する子どもたちにとって、施設が
 “将来への夢や希望”を語れる場になってほしい 北川 拓 23
- 子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における
 複合的困難の構造と社会的支援 松本伊智朗 25

●トピックス●

- 日本国憲法公布65周年のいまとこれから 濱畑 芳和 30
- 第4回釜ヶ崎のまちスタディツアー 34
- 釜ヶ崎の健康問題・保健活動 大宮 陽子
- 訪問服薬支援から生活をとらえる—
- 京都の地で社会福祉を学ぶ輪を広げたい 北垣 智基 40
- 第4回「学んで元気!いきいき京滋社会福祉講座」—
- 第17回社会福祉研究交流集会是8/27~28に京都で 44

●連載●

フォーラム

- 政権・財界・マスコミがねらう社会保障大改悪と消費税大増税 相野谷安孝 48
- 相談室の窓から

「毎日が針の筵に座っているようで…」 青木 道忠 50

- 連載・小川政亮 第一部 父 恂臧(2) 52

わらじ医者 早川一光の「よろず診療所日誌」

私の地域医療(その25) 早川 一光 56

よりあって おりあって——宅老所よりあい物語——

一緒に歩くことでわかること 下村恵美子 58

- 育つ風景 被災地から 清水 玲子 60

野口雨情——名作の底に流れるもの——

第2回『柿』 奈良 達雄 62

映画案内 『木洩れ日の家で』

吉村 英夫 64

- 現代の貧困を訪ねて 大震災と貧困・野宿 生田 武志 66

海外社会保障事情

北欧で見た通常学校における特別な教育 中村 尚子 68

- 私の研究ノート 福祉労働者のメンタルヘルスケアと主体形成 深谷 弘和 70

ホームレスから日本を見れば ありむら潜 72

- 花咲け!男やもめ 川口モトコ 74

地域から現場から

LED付音響装置の普及で安全な道路横断を 西村登代子 75

今月の本棚 55/みんなのポスト 46/しりとりであそぼう! 73/

福祉の動き 76

- グラビア● いま、大切にしなければならぬ憲法の平和的生存権と
-
- 生存・生活権~小川政亮さん(91歳)自宅にて~

福祉のひろば

2011年5月号

●表紙の絵と写真●
神門やす子写真は下北半島を上空から
撮影したもの(下野祇園)

●カット●

川本 浩・田上明子

東日本大震災が示すもの

『福祉のひろば』編集人

いしくら
石倉

やすじ
康次



三月一日午後二時四六分頃に発生したマグニチュード九・〇の東北地方太平洋沖地震と津波による被害は、四月五日現在で死者一万二四三一人、行方不明者一万五一五三人とされています。被害に遭われ筆舌に尽くせない辛苦を体験されている多くの方々、そのなかには『福祉のひろば』読者と家族も含まれています。あらためて被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被害の規模は、一九九五年一月一七日に発生したマグニチュード七・三の大地震による阪神・淡路大震災の死者六四三四人、行方不明者三人をはるかに超えるものです。しかも、被害の全貌はまだ解明途上であり、それは、二〇〇四年一月二六日に発生したマグニチュード九・三のスマトラ島沖地震と津波によりインド洋沿岸一〇か国以上の地域において発生した、死者・行方不明者二万人の被害や、二〇〇八年七月二二日に発生したマグニチュード七・八の四川大地震による死者六万九一九七人、行方不明者一万八二二二人の規模（中国民生部発表）を思い起こさせます。

さらに深刻なのは、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の広がりをもたらす被害の波及です。上水への影響や農業・畜産業への影響が広範囲にわたり、汚染水が海へ漏出し、漁業資源へも大きな影響を与えています。

幸いにも生還した人にとっても、住居の喪失や家族や友人や近隣の人たちの喪失、仕事場の喪失とい

う苦難に直面し、精神と肉体の健康の危機に見舞われています。また、東日本の製造業生産拠点の被害は国内産業や海外の部品提供をしている生産部門に波及し、経済活動への影響も広がっています。

市町村の役場・職員・議員ごと津波に流された自治体。市町村合併を進めたための、地域住民の被害状況の把握の遅れ。国の総合的な対応体制確立の遅さ、原発の被害予測を甘くみた電力会社の後手後手の対応、損壊した原発の応急措置に動員される作業員に危険性を正確に伝えない労働者軽視の企業体質。まさに戦後日本の国家と企業体制の弱さが危機と背中合わせのかたちで露呈したといえます。それは、一八三六人の死亡者と七〇五人の行方不明者を出したとされるハリケーン・カトリーナによる被害対策のずさんさが、ブッシュ保守党政権を揺るがし、伝統的に保守党の地盤であったアメリカ南部での政治的变化をもたらしたことをも思い起こさせます。

しかし他方で、被災者を救援するための全国各地からのボランティアの活動の素早い立ち上がりや、福祉関係者や保健・医療関係者の献身的な働き、原発の被害を抑えようと危険な作業に挑む消防隊員や自衛隊員の献身的な活動など、日本社会の強さと希望の所在ありかも示されました。これらの両面についての検証作業をきっちり行うことが、犠牲となられた人の命に真に報いることになるのでしょうか。

日本国憲法二五条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。被災者生活の支援と復興においても、この規範を原則にし、国・地方自治体は先頭に立つてその責任を果たさなければなりません。

また、このような大災害時に、もつとも犠牲をこうむりやすい高齢者や障害者や子どもたちの命と健康を守り、人間らしい暮らしを回復するために、社会福祉の関係者はすでに取り組んでいる支援活動の推進と、それを通じて把握した隠れた実態や支援課題の情報発信に取り組むことが期待されます。

座談会

児童養護施設はいま(Ⅱ)

タイガーマスクのランドセル寄贈などで、児童養護施設のことがマスコミ報道で紹介され、一気にクローズアップされました。一方で、児童虐待の深刻さとその対応策としての児童相談所の一時保護、及び児童養護施設等への一時保護委託問題などが切迫し、その解決が地方自治体から国へも要望されています。

社会保障審議会児童部会(二〇一二年二月一八日)においては、社会的養護の現状、及び社会的養護の充実のための取り組み、そして、「社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案」が提示され、検討されています。

一部マスコミでは、「三十数年ぶりの最低基準の引上げ」「入所児童の居室面積拡張」などと報道され、関係者に大きな期待をもたせています。しかし本誌では、障害者自立支援法廃止や後期高齢者医療制度廃止などを公約した政府与党が、実際には約束を反故にする動きのなかで、今回の児童福祉施設の最低基準改定を諸手を挙げて喜んでよいものか? と考えざるを得ず、検討内容や提案を正確に把握し、児童養護問題の本格的な解決へと結びつくような提起や運動への激励を行うことが現時点では重要と考えています。

【出席者】

施設職員：尾道 敦子
（大阪福祉事業財団 高鷺学園 事務長）

施設生活経験者：山田 優
（大阪福祉事業財団 高槻温心寮 支援員）

研究者：堀場 純矢
（日本福祉大学 社会福祉学部 准教授）

聞き手：黒田 孝彦
（本誌編集主幹）



今号では、このように組上くみあがりにのぼった児童養護問題の改善の動きを、小手先の手直しに留めずに、本格的に改善させることを提示します。また、児童養護施設生活経験者が、その後の人生において、社会的支援がなく、厳しい社会生活を送っていることも告発し、憲法二五条に基づく、国民の豊かな生活権、生存権保障がこの問題でも求められていることを発信します。

（編集主幹）